

# 最近の自転車利用を取り巻く状況

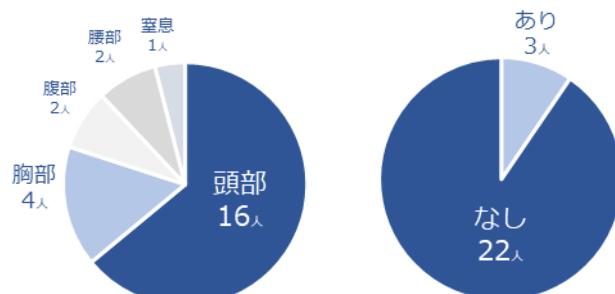
## □ 近年の法令改正 □

- 令和5年4月1日施行 自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化
- 令和6年11月1日施行 自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の厳罰化
- 令和8年4月1日施行 自転車違反者に対する青切符（交通反則通告制度）による取締り

### 1 自転車事故死者のヘルメット着用状況等

令和6年中  
自転車乗用中死者

25人



### 2 自転車のながらスマホ、酒気帯び運転

- ◇ながらスマホ（携帯等を保持し、通話又は画像注視）  
6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
- ◇酒気帯び運転  
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
※車両提供者、種類提供者、同乗者も罰則適用

### 3 自転車違反者に対する青切符による取締り

※令和8年4月1日から実施予定

対象：ながら運転や信号無視、歩道通行・逆走など113の違反

反則金：ながらスマホ 12,000円、信号無視 6,000円、歩道通行・逆走等 6,000円、一時不停止 5,000円 など

対象年齢は16歳以上、事故に直結するような危険行為をした場合や警察官の警告に従わず歩道走行を続けた場合等

（警察庁発表から）